

通勤費助成金を申請される方へ

この助成金は、大鹿村通勤費助成金交付要綱の要件により、大鹿村に住居を有し、大鹿村以外の市町村に安定的に就労していただくため、通勤する若者勤労者に対して助成を行うものです。

I 助成要件

1. 助成金の申請時点で大鹿村に住民登録をし、今年度中に村外へ転出する予定がない。
2. 職場に通年にわたり雇用され、社会通念上月の就業すべき日数（概ね20日）を村外へ勤務し、主たる就業先として通勤している方。
3. 令和7年度中に年齢が45歳になるまでの方。
4. 定期運行される交通機関または主に自己が使用する自動車等を利用している。

助成金	<u>40歳以下</u>	<u>月 7,500円</u>
	<u>41から45歳以下</u>	<u>月 5,000円</u>

下記、①～③に該当される方は、助成金額に2を乗じた額

- ①消防団（消防協力員含む）・赤十字奉仕団に入団している方
- ②入団2年目以降の方については、前年1年間の訓練作業等への出席率が20%以上の方
- ③消防協力員で、消防団員として3年以上在籍し、在籍期間中の訓練作業等への出席率が20%以上の方

※ 消防団等へ入団されていない方も地域のボランティア活動及び、コミュニティ活動への積極的な参加・協力をお願いします。

II 助成金交付申請

- ① 申請者が記入する書類
「通勤費助成金交付認定申請書」、「通勤費助成金交付認定調書」、
「誓約書」、「大鹿村消防団等状況報告書（住所・氏名）」、
「通勤費助成金のお支払いについて」の5枚
- ② 保証人が記入する書類
「誓約書」
- ③ 勤務先で記入（証明）する書類
「就業証明書」

提出期限は 令和7年6月30日（月）期限厳守 です。

III 助成金請求

助成金の請求書の提出は、12月・3月となります。
その際に、勤務状態の確認を行うため、「就業証明書」を再度 提出していただくこととなりますので、ご理解ください。

注) 助成金交付申請及び助成金請求は、申請者が大鹿村から通勤していることを確認するため、必ず申請者が役場へ持参提出してください。

また、担当者が聞き取り調査を行うため、提出が時間外になる場合は、あらかじめ電話でご連絡いただきますよう、ご協力をお願いします。